

基金情報

No. 83

平成20年12月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成20年度・主要事業概況

事項	11月末数	対前月増減数	事項	11月末数(累計)	
事業所数(件)	239	1	年金掛金	調定額(円) 1,190,378,172	
加入員数(人)	男子	5,265	-8	収納額(円)	1,180,569,716
	女子	2,232	9	収納率	99.18%
	計	7,497	1	事務費掛金調定額(円)	48,730,578
平均標準給与月額(円)	男子	344,504	-105	資産運用	信託資産額(時価) 237億7,635万円
	女子	231,630	-156		修正総合利回り -19.57%
	計	310,899	-251		ベンチマーク差 -0.41%
受給者数(人)	5,819	14	慶弔金の支給件数・金額	52件88万円	
平均年金額(円)	491,441	136	年金相談件数	530件	

適用届出関係

「資格取得」

■適用事業所と被保険者(加入員)

法人事業所と5人以上の社員がいる事業所は原則、健康保険・厚生年金保険の適用を受けることとなり、その事業所が厚生年金基金の設立事業所である場合、健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金の適用を受けます。適用事業所で働き報酬を受けるという事実上の使用関係であれば、国籍に関係なく被保険者(加入員)となります。

■適用年齢

70歳以上の人は、適用事業所に勤務されていても厚生年金・厚生年金基金の被保険者(加入員)の資格を喪失し、健康保険のみの被保険者となります。

- * 平成19年4月から70歳以上の方の在職老齢年金のしくみが導入されたことにより、70歳以上(昭和12年4月2日以降生まれの方)の従業員の方については別途手続きが必要になります。
- * 75歳からは、健康保険の資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者になります。

■資格取得日

被保険者(加入員)の資格は、下記のように事実上使用関係が発生した日等に取得します。

- ・適用事業所に使用されるようになった日(入社日、給与計算の起算日等)
- ・事業所が適用事業所になった日(個人事業所から法人になった日等)
- ・適用除外に該当しなくなった日(日々雇い入れられる人から常用になった日等)

■「資格取得届」の提出等

資格取得日から5日以内に「被保険者(加入員)資格取得届」を社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ提出してください。このとき、被扶養者がある人については、「被扶養者届」を社会保険事務所・健康保険組合へ提出してください。

「資格取得届」の提出にあたっては、事業主が基礎年金番号や氏名などが正しく記入されているかどうかを年金手帳等と照合・確認することによって年金手帳等の添付は不要になっています。(基礎年金番号がない場合は、届書の「基礎年金番号」記入欄は空欄とする)

「資格取得届」の「報酬月額」記入欄について

新入社員などは、給与支払いの前に「資格取得届」を届け出ますので、「報酬月額」記入欄には見込額を記入します。具体的には、初任給に通勤手当・住宅手当などの定期的な諸手当と残業手当等(見込額)を加えた額が報酬月額になります。

■「資格取得届」提出後の流れ

「資格取得届」の提出後、標準報酬月額等が決定され社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金それぞれから「決定通知書」が事業所へ送られます。この通知書に記載されている資格取得日と標準報酬月額は、給付と保険料(掛金)に直接関係するので、事業主は、各被保険者(加入員)にその内容を知らせなければなりません。

■パートタイマーの被保険者(加入員)資格

パートタイマーが被保険者(加入員)となるかどうかは、適用事業所での身分関係だけではなく常用的使用関係にあるかどうかでまします。その目安は、勤務時間と勤務日数で、それぞれ一般社員の4分の3以上あれば被保険者(加入員)とするのが妥当とされています。

①勤務時間

1日の所定労働時間が、一般社員のおおむね4分の3以上(一般社員の所定労働時間が1日8時間の場合は6時間以上)で該当します。日によって勤務時間が変わる場合は1週間をならし、所定労働時間のおおよそ4分の3以上あれば該当します。

②勤務日数

1カ月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数のおおむね4分の3以上であれば該当します。一般社員の1カ月の所定労働日数は、必ずしも実出勤日数をさしていませんが、その事業所で同じような仕事をしている社員のおおよそ4分の3以上勤務していれば該当します。

ただし、これらは一つの目安です。一律にこれにあてはめて機械的にきめられるのではなく、就労の形態・内容を総合的に考えて判断されます。

■70歳以上の従業員の届出

厚生年金・厚生年金基金の適用年齢は70歳のため、従業員の方が70歳になられた時に、「資格喪失届」の提出が必要となりますが、70歳以降も雇用される従業員の方につきましては、「資格喪失届」と「70歳以上被用者該当・不該当届」の提出が必要となります。(昭和12年4月2日以降生まれの方)

当基金も70歳以上の方の在職老齢年金のしくみを導入していますが、原則として平成24年3月までは該当しませんので、当基金への70歳の届出は、「資格喪失届」のみとなりますので、「70歳以上被用者該当・不該当届」は、「資格喪失届」と併せて社会保険事務所へ提出してください。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～

連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。

年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

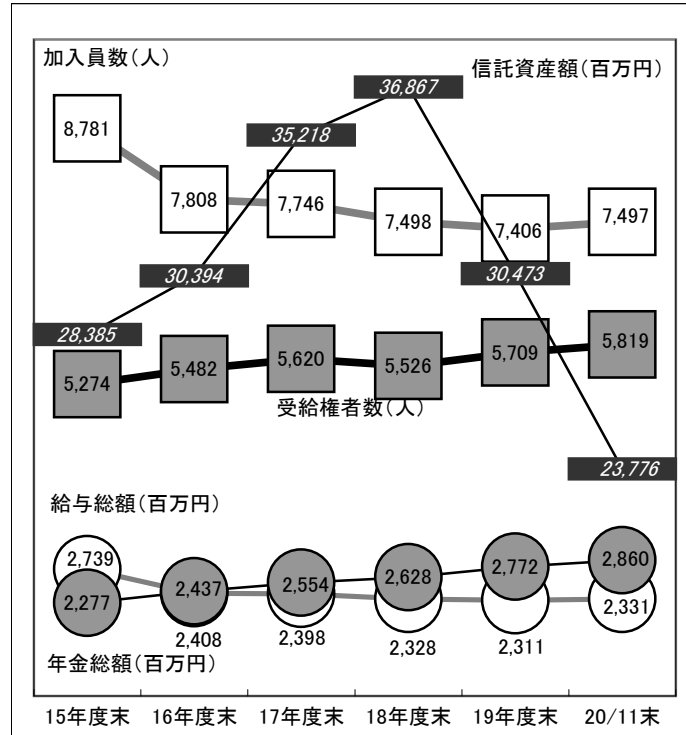
掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

＜口座振替銀行＞
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

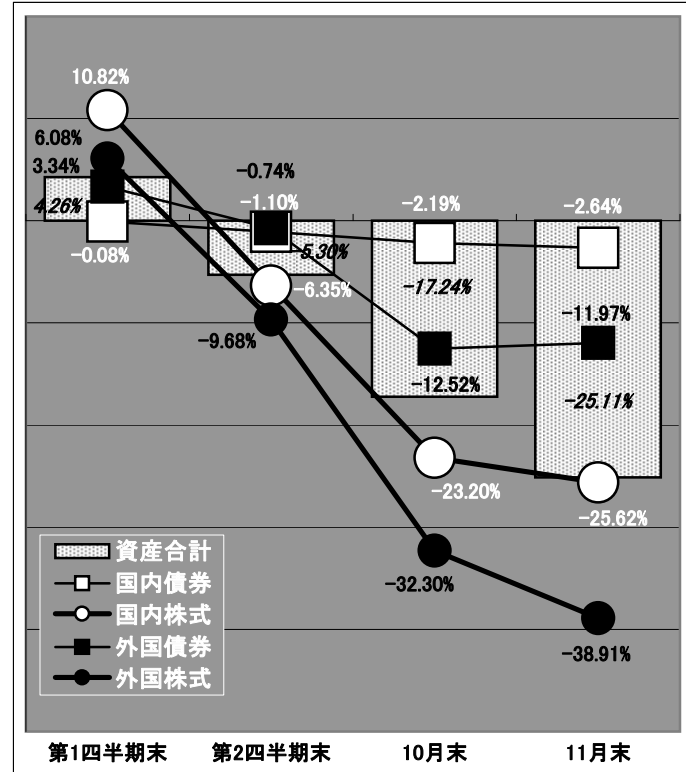
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

***12月分の掛金納入期限は、2月2日となりますので、ご協力お願いいたします。**

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・11月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
編入事業所	(株)ケー・エス・エフ・サービス	新規	H20.10.1